

岡山市コロナ対応事業者応援金 (医療法人等向け) について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している
岡山市内の医療法人等へ、応援金(給付金)を支給します。

支給対象者

令和2年12月末までに事業を開始している法人等で、以下の1~3のいずれにも該当する法人又は個人

- 次のいずれかに該当する法人又は個人であること
 - 岡山市内に主たる事務所(法人本部)を置く以下の法人
**医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、
一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人**
 - 岡山市内に病院、診療所、歯科診療所又は助産所を**個人名義**で開設している**医師、
歯科医師又は助産師**
- 令和3年1月、2月または3月のいずれか1カ月(対象月)の収入総額が、平成31年(令和元年)又は令和2年の同月(基準月)比で**30%以上減少**していること。
- 今後も事業を継続する意思があること。(※個人申請の場合、副業でないこと)

支給額 ※使途に制限はありません。

- **20万円**・・・常時使用する従業員が6人~100人
 - **10万円**・・・常時使用する従業員が5人以下
- ※従業員には代表者、役員、パートは除きます。

申請手続

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の書類を**郵送**でご提出ください。
※封筒の表に「**岡山市コロナ対応事業者応援金(医療法人等向け)支給申請書在中**」と**朱書き**してください。
 - 岡山市コロナ対応事業者応援金(医療法人等向け)支給申請書
 - 対象月の収入総額がわかるもの
(収入台帳の写し、試算表の写し、損益計算書の写し、事業活動収支計算書の写しなど)
 - 比較基準月を含む年の確定申告書及び法人事業概況説明書、又は青色申告決算書、収支内訳書
(税務署の收受日付印又はe-Tax申告の場合受付日時印、受信通知のあるもの)
 - 振込先の通帳の写し(通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の両方を**A4用紙**に印刷)
 - 本人確認書類の写し(運転免許証の写し、住民基本台帳カードの写しなど**A4用紙**に印刷)
※診療所等を個人名義で開設している医師、歯科医師又は助産師の場合
- 岡山商工会議所で申請内容確認後、ご指定の口座へ応援金を振り込みます。

申請先等

- 申請・問い合わせ先
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
岡山市 保健福祉局 保健福祉部 保健福祉企画総務課
電話：086-803-1204
- 申請期間 **令和3年5月17日(月)~令和3年7月30日(金)** (※消印有効)

収入総額が30%以上減少していることを証明する書類について

収入総額が30%以上減少していることを証明する書類は、以下の内容のものを提出してください。

併せてQ & Aもご確認ください。

法人種別等	証明する内容	
	今年の対象月の収入	前々年・前年同月の収入
	以下の書類の写しを添付	平成31年（令和元年）又は令和2年分に係る以下の書類の写しを添付
医療法人	<ul style="list-style-type: none"> 対象とする月の全ての収入がわかる収入台帳、試算表、損益計算書、売上台帳など 	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書別表一 法人事業概況説明書両面（月別収入が記載のもの） 月別収入のわかる台帳等の書類
学校法人	同上	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動収支計算書 月別収入のわかる台帳等の書類
社会福祉法人	同上	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動計算書 月別収入のわかる台帳等の書類
一般社団法人 一般財団法人 公益社団法人 公益財団法人	同上	<ul style="list-style-type: none"> 正味財産増減計算書 月別収入のわかる台帳等の書類
認定特定非営利活動法人	同上	<ul style="list-style-type: none"> 決算報告書 月別収入のわかる台帳等の書類
個人名義で病院等を開設している開設者	同上	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書第一表 所得税青色申告決算書 月別収入のわかる台帳等の書類

【月別収入のわかる台帳等の書類について】

- ※1 確定申告書第一表の収入金額等欄の（ア）営業等から（キ）公的年金等までの合計と所得税青色申告決算書の月別収入の合計が一致しない場合は、当該（ア）から（キ）の収入金額等の合計と一致する月別収入台帳を作成（月平均額で作成したものでも可）の上、上表に記載の書類に加えて提出してください。
- ※2 今年の対象月と前々年または前年の同月の収入比較において、2か月毎や年度末に一括入金された国、地方公共団体からの受託事業収入など、毎月ではない定期収入が比較に影響する場合は、当該収入を月平均に計算し直した月別の収入台帳を作成の上、提出してください。
- ※3 前々年または前年同月の月別収入のわかる台帳等の資料は、月別の台帳等が無い場合、全ての事業の年間収入額を12箇月で割った月平均額による資料でも構いません。その場合、事業活動収支等の計算書の合計と月平均額資料の合計が一致するようにしてください。